

平成 28 年 11 月 11 日

各 位

会社名	コーアツ工業株式会社
代表者名	代表取締役社長 吉田 三郎 (コード番号 1743 東証二部・福証)
問合せ先	常務取締役管理本部長 西 成人
電話番号	(099) 229-8181

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更について決議し、併せて、平成 28 年 12 月 21 日開催予定の第 58 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合及び定款一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 4 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、当社普通株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、変更後も当社株式の売買単位あたりの価格について、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持するとともに、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成29年4月1日をもって、平成29年3月31日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年9月30日現在）	7,600,000株
株式併合により減少する株式数	6,840,000株
併合後の発行済株式総数	760,000株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額が10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成28年9月30日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

(平成28年9月30日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	710名 (100.0%)	7,600,000株 (100.0%)
10株未満のみ所有株主	142名 (20.0%)	182株 (0.0%)
10株以上所有株主	568名 (80.0%)	7,599,818株 (100.0%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様142名（所有株式数の合計182株）は、株主様としての地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年4月1日をもってその効力が生じることといたします。

(6) 発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年4月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を次のとおり減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数
30,400,000株	3,040,000株

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年4月1日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後はこれを定款から削除することといたします。

(2) 定款変更の内容

当社定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年4月1日をもって、次のとおり変更されます。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更後定款
第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,400,000株</u> とする。	第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,040,000株</u> とする。
第7条（ <u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u> ） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新設)	第7条（ <u>単元株式数</u> ） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 附則 <u>第5条および第7条の変更の効力発生日は、平成29年4月1日とする。なお、本附則は同日の経過後自動的に削除されるものとする。</u>

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成28年11月11日
定時株主総会決議日	平成28年12月21日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年4月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年4月1日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成29年4月1日（予定）

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年4月1日ですが、株式売買後の振替手続きとの関係で、平成29年3月29日をもって、各証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

Q 1. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 1. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍になるからです。

【株式併合前後での単元株あたりの資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり純資産額	資産価値		株式数	1株当たり純資産額	資産価値
<u>1,000株</u>	<u>800円</u>	800,000円		<u>100株</u>	<u>8,000円</u>	800,000円

Q 2. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 2.

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年4月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000株	2個		200株	2個	なし
例 2	1,200株	1個		120株	1個	なし
例 3	555株	なし		55株	なし	0.5株
例 4	7株	なし		なし	なし	0.7株

- ・例2及び例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用できます。

- ・例3及び例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主様としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社または、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q3. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A3. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A4. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒136-0074

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話番号：0120-232-711（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）